

令和4年12月議会

教育文化委員会資料

(市民文化スポーツ局)

1 議案要旨<一般議案>

【議案第135号】

「公有水面埋立てによる土地確認について」

【議案第136号】

「町の区域の変更について」

・・・ 2

2 議案要旨<補正予算議案>

【議案第149号】

「令和4年度北九州市一般会計補正予算について」(所管分)

・・・ 4

1 議案要旨<一般議案>

【議案第 135 号】

「公有水面埋立てによる土地確認について」

<令和 4 年 1 2 月北九州市議会定例会議案：1 4 4～1 4 6 ページ参照>

【議案第 136 号】

「町の区域の変更について」

<令和 4 年 1 2 月北九州市議会定例会議案：1 4 7～1 4 9 ページ参照>

1 議案提出理由

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、併せて当該土地を隣接する町の区域に編入するもの。

2 議案内容

若松区響町一丁目 1 の 1 2、5 から 9 まで、1 1 の 1、1 1 の 2、1 2 の 1、1 2 の 4、1 2 の 5、1 4、2 6 の 1、1 0 5 の 1 地先公有水面埋立地

ア 編入する町の区域	若松区響町一丁目
イ 面 積	1 4 6, 7 0 5. 1 5 m ²
ウ 埋立地の用途	工業用地
エ 埋立権者	国（国土交通省）

3 関係法令

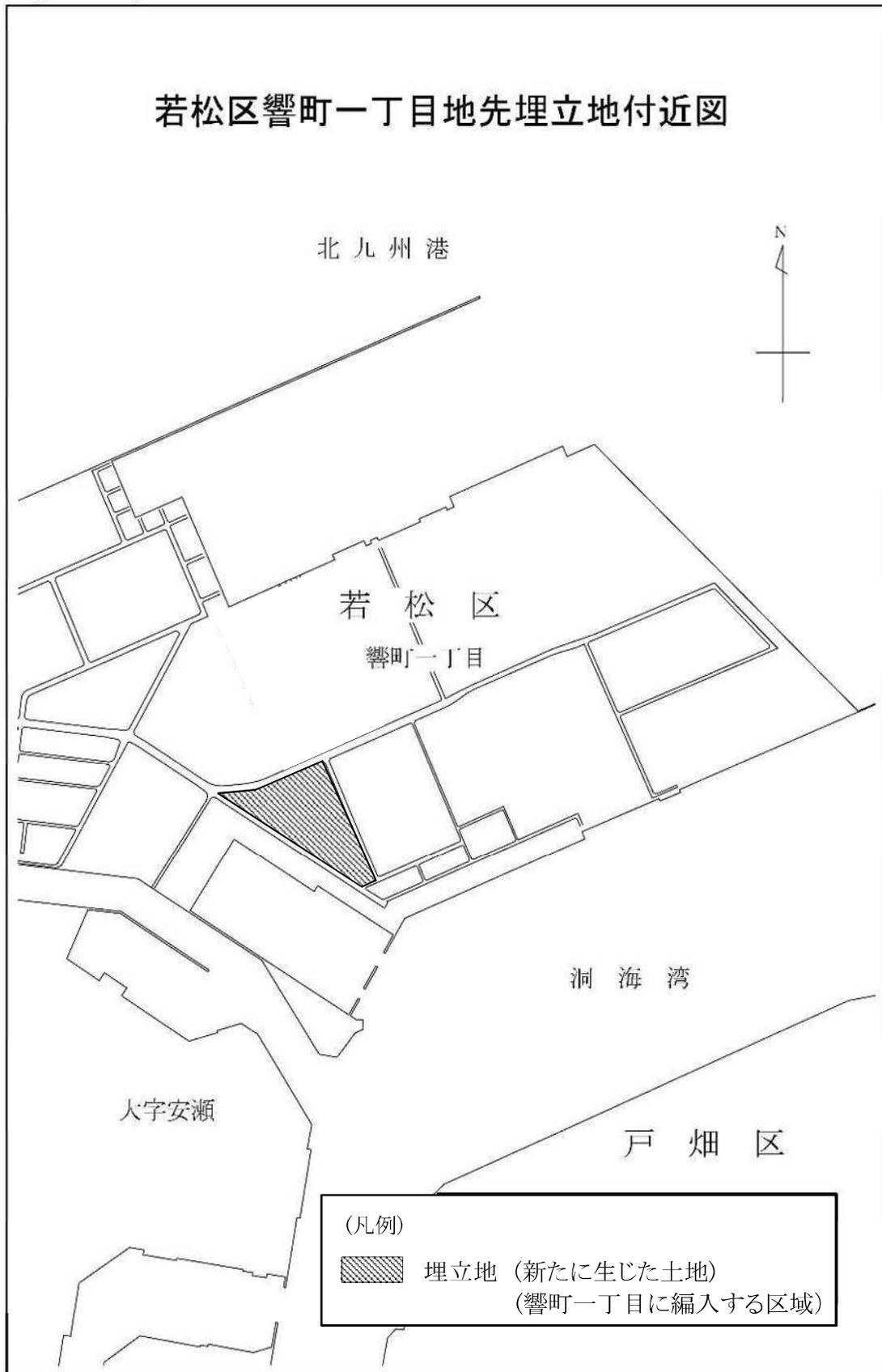
土地確認・・・地方自治法第 9 条の 5 第 1 項
町区域編入・・・地方自治法第 2 6 0 条第 1 項

【地方自治法（抜粋）】

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

若松区響町一丁目地先埋立地付近図



2 議案要旨<補正予算議案>

【議案第 149 号】

「令和 4 年度北九州市一般会計補正予算（第 5 号）のうち所管分」（12 月補正予算）
 <令和 4 年度北九州市補正予算に関する説明書 11～14 ページ参照>

補正予算について、下記のとおり提案するもの。

【補正予算】（公共施設の光熱費補正）

エネルギー価格の上昇等に伴う市内公共施設の光熱費の増に対応するため、
 電気・ガス等の支出に必要となる追加経費を補正するもの。

（単位：千円）

款項目	対象施設（対象施設数）	事業費	補正予算 説明書ページ
2 款 2 項 8 目 区役所費	区役所、出張所（16）	136,600	11P
2 款 3 項 4 目 文化振興費	北九州市芸術劇場、響ホールなどの文化施設 （指定管理施設 7）	59,300	12P
	長崎街道木屋瀬宿記念館	1,800	12P
	文学館	4,100	12P
2 款 3 項 5 目 スポーツ振興費	総合体育館、浅生スポーツセンターなどの スポーツ施設（指定管理施設 88）	61,600	12P
2 款 3 項 6 目 美術館費	美術館本館・分館、黒崎市民ギャラリー	36,700	12P
2 款 3 項 7 目 博物館費	自然史・歴史博物館	35,800	12P 13P
2 款 4 項 1 目 市民総務費	市民センター（136）	147,400	14P
2 款 4 項 3 目 生涯学習費	生涯学習センター（11）	15,100	14P
市民文化スポーツ局 合計		498,400	—